

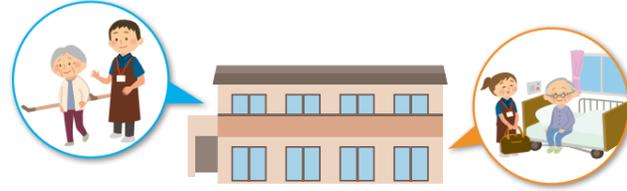
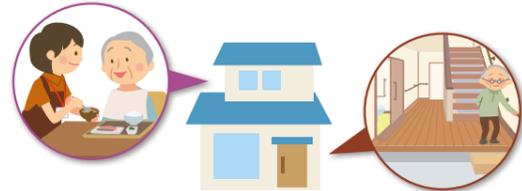
介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類

自宅を訪問してもらう
▶P.13～15

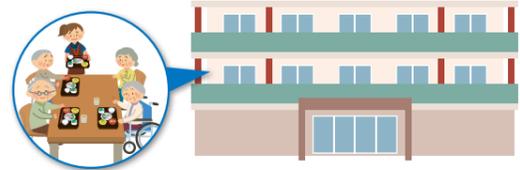
施設に通って利用する
▶P.15～16



生活する環境を整える
▶P.22～23

短期間施設に泊まる
▶P.17

通いを中心とした複合的なサービス
▶P.18



自宅から移り住んで利用する
▶P.19

介護保険施設に移り住む
▶P.20

各サービスの見方

利用できる要介護度を示します。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護 1～5 要支援 1・2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

自己負担のめやす【7～8時間未満利用した場合】

要介護度	1割	2割	3割
要支援1	931円	1,861円	2,791円
要支援2	1,039円	2,077円	3,116円
要介護1	1,075円	2,149円	3,223円
要介護2	1,192円	2,383円	3,574円
要介護3	1,309円	2,617円	3,925円
要介護4	1,426円	2,851円	4,276円
要介護5	1,543円	3,085円	4,627円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

自己負担の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより1～3割のいずれかです。(▶P.5参照)

※実際の費用は、利用する事業者やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

※自己負担のめやすは令和4年8月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

ケアプランを作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護 1～5 **居宅介護支援**

ケアマネジャーがケアプランを作成し、安心して介護サービスを利用できるよう支援します。



要支援 1・2 **介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などが介護予防ケアプランを作成し、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。



ケアプランの作成および相談は無料です(全額を介護保険で負担します。)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業所または施設にいる専属のケアマネジャーがケアプランを作成します。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けを受ける

要介護 1～5 **訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 服薬の確認 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除 ● 洗濯 ● 買い物
- 食事の準備、調理
- 薬の受け取り など

自己負担のめやす

	1割	2割	3割
身体介護中心 (20分～30分未満の場合)	277円	553円	829円
生活援助中心 (20分～45分未満の場合)	203円	405円	607円
通院等乗降介助	110円	219円	328円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

※要支援の方は利用できません。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護 1～5 要支援 1・2 **訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担のめやす【1回あたり】

要介護度	1割	2割	3割
要支援1・2	942円	1,883円	2,825円
要介護1～5	1,393円	2,785円	4,177円

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を訪問してもらう

自宅で看護を受ける

要介護 1~5 **要支援 1~2** **訪問看護(介護予防訪問看護)**

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担のめやす【30分未満の場合】

要介護度		1割	2割	3割
要支援 1~2	訪問看護 ステーションから	498円	995円	1,492円
	病院・ 診療所から	421円	842円	1,263円
要介護 1~5	訪問看護 ステーションから	520円	1,039円	1,558円
	病院・ 診療所から	440円	880円	1,320円

自宅でリハビリをする

要介護 1~5 **要支援 1~2** **訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)**

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担のめやす【1回あたり】

要介護度	1割	2割	3割
要支援 1~2	333円	665円	998円
要介護 1~5	333円	665円	998円

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1~5 **要支援 1~2** **居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)**

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

	1割	2割	3割
医師による指導 (月2回まで)	514円	1,028円	1,542円

夜間に訪問介護を受ける

要介護 1~5 **地域密着型サービス** **夜間対応型訪問介護**

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

自己負担のめやす【オペレーションセンターを設置している場合】

	1割	2割	3割
基本夜間対応型訪問介護(1月あたり)	1,133円	2,266円	3,398円
定期巡回サービス(1回あたり)	427円	853円	1,280円
随時訪問サービス(1回あたり)	650円	1,300円	1,950円



※要支援の方は利用できません。

※武蔵野市に所在する事業所を、三鷹市民も利用することができます。

自宅を訪問してもらう

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1~5 **地域密着型サービス** **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



※要支援の方は利用できません。

1カ月あたりの自己負担のめやす
訪問看護サービスを行う場合【一体型事業所の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	9,185円	18,370円	27,555円
要介護 2	14,349円	28,697円	43,046円
要介護 3	21,903円	43,805円	65,707円
要介護 4	27,000円	53,999円	80,999円
要介護 5	32,710円	65,419円	98,128円

施設に通って利用する

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 **通所介護(デイサービス)**

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

自己負担のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	700円	1,399円	2,099円
要介護 2	826円	1,651円	2,477円
要介護 3	957円	1,914円	2,871円
要介護 4	1,088円	2,175円	3,262円
要介護 5	1,220円	2,440円	3,659円

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 **地域密着型サービス** **地域密着型通所介護**

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

自己負担のめやす【7~8時間未満の利用の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	801円	1,602円	2,403円
要介護 2	948円	1,895円	2,842円
要介護 3	1,098円	2,196円	3,294円
要介護 4	1,248円	2,495円	3,743円
要介護 5	1,397円	2,794円	4,191円

事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

市周辺にある介護サービス提供事業所、医療機関、地域資源(サークル活動やサロン、通いの場に使える場所や相談窓口等)の情報検索サイト「三鷹かよっと」(<https://chiiki-kaigo.casio.jp/mitaka>)から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護保険サービスの種類と費用

① 自宅を中心に利用するサービス

施設に通って利用する

施設に通ってリハビリをする

要介護 1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護1	820円	1,640円	2,460円
要介護2	972円	1,943円	2,915円
要介護3	1,126円	2,251円	3,376円
要介護4	1,306円	2,612円	3,918円
要介護5	1,483円	2,966円	4,448円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。



1カ月あたりの自己負担のめやす

要介護度	1割	2割	3割
要支援1	2,224円	4,447円	6,670円
要支援2	4,331円	8,662円	12,993円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護 1~5 **要支援 1~2** 地域密着型サービス
認知症対応型通所介護
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担のめやす【7～8時間未満利用した場合】

要介護度	1割	2割	3割
要支援1	931円	1,861円	2,791円
要支援2	1,039円	2,077円	3,116円
要介護1	1,075円	2,149円	3,223円
要介護2	1,192円	2,383円	3,574円
要介護3	1,309円	2,617円	3,925円
要介護4	1,426円	2,851円	4,276円
要介護5	1,543円	3,085円	4,627円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 **要支援 1~2** 短期入所生活介護【ショートステイ】
(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担のめやす
【介護老人福祉施設・併設型・多床室の施設の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要支援1	483円	966円	1,449円
要支援2	601円	1,202円	1,803円
要介護1	646円	1,291円	1,937円
要介護2	721円	1,441円	2,161円
要介護3	799円	1,597円	2,395円
要介護4	873円	1,746円	2,619円
要介護5	947円	1,893円	2,840円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 **要支援 1~2** 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】
(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担のめやす
【介護老人保健施設・基本型・多床室の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要支援1	652円	1,303円	1,955円
要支援2	821円	1,641円	2,461円
要介護1	884円	1,767円	2,650円
要介護2	936円	1,871円	2,807円
要介護3	1,003円	2,006円	3,009円
要介護4	1,059円	2,117円	3,175円
要介護5	1,116円	2,232円	3,348円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

居室（部屋のタイプ）について	
従来型個室	リビングスペース（共同生活室）を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

介護保険サービスの種類と費用

① 自宅を中心に利用するサービス



通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5

要支援 1-2

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護
(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

1カ月あたりの自己負担のめやす

要介護度	1割	2割	3割
要支援 1	3,724円	7,447円	11,170円
要支援 2	7,520円	15,039円	22,558円
要介護 1	11,289円	22,577円	33,865円
要介護 2	16,590円	33,179円	49,768円
要介護 3	24,133円	48,265円	72,398円
要介護 4	26,635円	53,269円	79,903円
要介護 5	29,368円	58,736円	88,104円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5

地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担のめやす

要介護度	1割	2割	3割
要介護 1	13,471円	26,941円	40,411円
要介護 2	18,848円	37,695円	56,543円
要介護 3	26,495円	52,989円	79,484円
要介護 4	30,050円	60,100円	90,150円
要介護 5	33,991円	67,982円	101,973円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。

積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

自分らしい生活へ

外出するの
も楽しくな
った



できること
が増えて
きた

できること
は自分で



自宅から移り住んで利用する

有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護 1~5

要支援 1-2

特定施設入居者生活介護
(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担のめやす

要介護度	1割	2割	3割
要支援 1	195円	389円	583円
要支援 2	333円	665円	997円
要介護 1	575円	1,149円	1,724円
要介護 2	645円	1,290円	1,935円
要介護 3	720円	1,440円	2,160円
要介護 4	789円	1,577円	2,365円
要介護 5	862円	1,724円	2,586円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護 1~5

要支援 2

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担のめやす

【1ユニットの事業所の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要支援 2	812円	1,624円	2,435円
要介護 1	816円	1,632円	2,448円
要介護 2	855円	1,709円	2,564円
要介護 3	879円	1,758円	2,637円
要介護 4	898円	1,795円	2,692円
要介護 5	917円	1,833円	2,749円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

② 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶P.17参照)

※要支援の方は利用できません。



介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護 3~5 介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの施設サービス費のめやす
【多床室の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護3	761円	1,521円	2,282円
要介護4	833円	1,666円	2,499円
要介護5	905円	1,809円	2,714円

※新規に入所できるのは、原則として要介護3以上の方です。

病院での療養が中心の施設

要介護 1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1日あたりの施設サービス費のめやす
【多床室の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護1	800円	1,600円	2,400円
要介護2	911円	1,822円	2,733円
要介護3	1,151円	2,301円	3,451円
要介護4	1,253円	2,506円	3,759円
要介護5	1,344円	2,687円	4,031円

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1日あたりの施設サービス費のめやす
【基本型・多床室の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護1	842円	1,683円	2,525円
要介護2	893円	1,786円	2,679円
要介護3	959円	1,918円	2,877円
要介護4	1,014円	2,027円	3,041円
要介護5	1,072円	2,143円	3,214円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1~5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1日あたりの施設サービス費のめやす
【多床室の場合】

要介護度	1割	2割	3割
要介護1	882円	1,763円	2,644円
要介護2	998円	1,995円	2,993円
要介護3	1,251円	2,502円	3,752円
要介護4	1,358円	2,715円	4,073円
要介護5	1,455円	2,910円	4,364円

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1~3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります 申請が必要です

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
	高齢福祉年金受給者の方							
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の課税状況および資産も判断材料になります。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの(有価証券、金・銀等)。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

*住民税課税世帯であっても、一定の要件に該当する場合、居住費と食費の特例減額措置を受けられます。

介護保険サービスの種類と費用

③生活環境を整えるサービス



生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	×	○	○
・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う 申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 移動用リフトのつり具の部分
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 排せつ予測支援機器(令和4年4月から)



1年間(毎年4月1日～翌年3月31日)で10万円が上限額です。購入費用の1～3割を自己負担します。

支払方法は、いったん購入費用の全額を事業所に支払い、後から7～9割が支給される償還払いと、事業所に購入費用の1～3割を支払う受領委任払いの2種類があります。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
※過去に介護保険で購入した品目については、原則として再購入できません。



生活する環境を整える

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか地域包括支援センターに相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。対象となるのは、日常生活動作の動線に関わる改修ですので、趣味や老朽化等には利用できません。



手続きの流れ

改修前と改修後に申請が必要です

相談

- ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談します。

事前申請

- 工事を始める前に市に事前申請をします。

【必要書類】

- ・事前申請書
- ・住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーなどが作成します。)
- ・改修費用の見積書
- ・改修前後の図面
- ・改修予定箇所の写真(日付入り) など

- 市の承認を受けてから着工します。

工事の施工・完了・支払い

- 償還払いの場合は、全額を施工業者に支払います。
- 受領委任払いの場合は、1～3割を施工業者に支払います。

事後申請

- 市に支給申請をします。

【必要書類】

- ・支給申請書
- ・住宅改修費用の領収証
- ・改修費用の内訳書
- ・改修箇所の写真(日付入り)

住宅改修費の支給

- 償還払いの場合は、改修費用の7～9割が利用者に、受領委任払いの場合は、施工業者に支給されます。